

『学生支援緊急給付金給付事業』（追加給付）のための調査について[日本人学生、留学生共通]

昨年7月以降新型コロナウイルス感染症拡大による影響で家計が急変された方を対象として、学生支援緊急給付金の追加給付の申請受付を行います。

○支給金額

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

1. 対象となる学生は、次のとおりです。

昨年7月以降新型コロナウイルス感染症拡大による影響で家計が急変された方で、関連ドキュメント『対象要件』の要件を満たす次の方です。

(1) 学部生（留学生を含む）

(2) 大学院生（留学生を含む）

※特記（注意事項）

(1) 過去に支給を受けた方は申請することはできません。

ただし、10万円支給後に非課税世帯であることが判明した場合は申請可能です。

(2) 昨年7月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で家計が急変された方で、HPに掲載する関係書類を提出できる方です。

(3) 休学中の学生も申請可能です。

(4) 過去に給付対象とならなかった方で、昨年7月以降新型コロナウイルス感染症拡大による影響で家計が急変されていない方は、申請することはできません。

(5) 昨年10月に入学された方は、申請することはできません。

なお、申請対象者について、申請内容等皆さんの現況を踏まえ、総合的に判断します。

要件を全て満たさない場合でも修学の継続が困難な現状にある方は、申請を受け付けますので本制度に申請してください。

但し、本制度における予算額の都合上、申請した方全員が採択されるものではないこと、ご承知おきください。

○申請方法

- 1 下記の専用メールアドレスに、氏名・学籍番号及び緊急給付金希望する旨を記入して **3月9日（火）17時（厳守）** までに返信してください。

※期限までに申請しない場合は、不受理とします。

※専用メールアドレス (manabi-shien@m.kaiyodai.ac.jp) (◎を@に変換ください)

- 2 下記関連ドキュメントより、必要書類「学生支援緊急給付金申請書【様式1】」及び「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】」をダウンロードの上、必要事項を記入し、必要書類の画像データを添えて、上記の専用メールアドレスに返信願います。

提出期限：3月15日（月）10時まで（厳守）

※期限までに提出できない場合は、不受理とします。

【提出書類】

1. 学生支援緊急給付金申請書【様式1】

1.2.4. は全て正確に記入してください。記入がない場合、記入が正確でない場合は不許可とします。

3. 申し送り事項に以下の要件を**必ず、記載ください。**

- ・2020年（7～12月まで）の家庭からの仕送り額
- ・2020年（7～12月まで）の収入額
 - ・ひとり親世帯 ・多子世帯（世帯における就学者の数が3名以上の場合）の該当有無
- ・非課税世帯（本人及び、生計維持者※1全員が住民税非課税である場合）の該当有無（記載例）

2020年仕送り額：50万円

2020年の収入額：30万円

ひとり親世帯：該当します

多子世帯：該当しません

非課税世帯：該当します（世帯全員分の非課税証明書を添付しています）

※非課税世帯に該当する場合、本人及び生計維持者※1全員の非課税証明書を提出ください。

※1 生計維持者：原則両親（父母双方）。父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主人1名）が生計維持者となります。

※記載がない場合、2020年度仕送り額等は2019年度と同額、ひとり親世帯・多子世帯・非課税世帯について該当なしとみなします。

2. 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

3. 【非課税世帯学生のみ】生計維持者（原則両親）の住民税非課税証明書

※両親双方の非課税証明書が必要です。

※独立生計の場合、本人の住民税非課税証明書及び、扶養親族でないことを証明する書類（健康保険証の写し等）を提出ください。

※留学生は非課税証明書の提出は不要です。

4. 【自宅外生のみ】アパート等の賃貸契約書の写し

5. 【提出可能な場合】新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等

6. 【任意提出】その他 学生支援緊急給付金申請書【様式1】の添付書類に記載されている任意提出書類

○虚偽申請について

万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

○受給に必要な本人名義の口座について

支援金は、申請者であるあなた本人名義の口座に振り込まれます。振込可能な口座を以下に記載しますので、確認ください。

（振込可能な口座が準備できない場合g-syou◎o.kaiyodai.ac.jp（◎を@に変換ください）までご連絡ください。）

【取扱い金融機関】	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

振込先の口座番号等をご自身で入力または記載いただきますが、正しい情報を記載するよう、特に厳重に確認をお願いします。

大学側で確認しますので、振込み先の口座情報が分かる画像データを添付してください。

口座情報に誤りがあった場合、振込が遅れるとともに、最悪の場合、支援金を支給することが出来なくなる可能性がありますことご了承ください。

関連ドキュメント：

[対象要件](#)

[学生支援緊急給付金申請書【様式1】](#)

[学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】](#)

参考：文部科学省HP 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

本件質問・問い合わせ先

担当係：学生サービス課奨学係

g-syou◎o.kaiyodai.ac.jp（◎を@に変換ください）